

議案第一〇六号

三朝町老年学級開設条例を次のように制定する

昭和二十九年九月三十日 提出

三朝町長 坂出雅



昭和二十九年九月三十日 議決

三朝町議事長 天野素



昭和二十九年三朝町条例 第七

三朝町青年学級附設条例

第一条 青年学級振興法第一条の目的を達成するに当り、町に原則として、学区を区域とする青年学級を附設する

第二条 青年学級は、三朝町教育委員会が管理し、各地区公民館をものとする

第三条 三朝町各地区公民館に左の職員若干名を置く

1. 青年学級主任

2. 青年学級講師

3. 青年学級講師補佐

4. 青年学級主任は、青年学級に關する事務を司り、学級生の指導に當る

5. 青年学級講師は、学級生の教育を司る

6. 青年学級講師補佐は、青年学級講師の取務を助ける

7. 青年学級主任の報酬並に費用弁償に關しては、各地区公民館の予算の範囲内に於てこれを支給する

第八条 実施機関は、青年学級に於て左の各号に掲げる行為を行つてはならない

1. もつぱら営利を目的とし、事業を行つ、又は特定の営利事業を補助する

2、特定の政教その他の政治的団体の利害に關する事業を行い、又は選挙に關し特定の候補者^ヲを支持し、若くはこれに反対すること

3、特定の宗教を支持し、又はこれに反対すること

才五条

この条例の施行に關し必要な事項は、三朝町教育委員会規則でこれを定める

附 則

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する